



発行日 2023.11.5

発行者 瀬良社会保険労務士・FP事務所  
代表 瀬良孝司

一時期急に涼しくなった時がありましたが、11月に入ってまた夏日の日が続いています。昼と夜の気温差が大きく、体を壊しそうです。みなさまもご自愛ください。

さて、11月号をお届けします。今月の特集で来年から新しい制度に衣替えるNISAについてご案内させていただいています。どうぞご参考にしてください。



コスモス【自宅近く】2023.10.26 撮影

### 【INDEX】

■ 社会保険の申請等に関する最新情報 「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届等の記載(個人番号)について」	1
■ 雇用に関する最新情報 「年金の壁」に対する当面の対応について	2
■ 労働に関する最新情報 労働条件明示ルールの変更に関する通達について	2
■ 特集 2024年以降のNISA制度について	3
■ 日経新聞拾い読み 首相「物価高超す所得増実現」来夏、賃上げ・減税で	4
□ PRIVATE 悪沢岳・赤石岳	4

## ■ 社会保険の申請等に関する最新情報

### 「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」等の記載(個人番号)について

9月29日、官報に厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令が掲載されました。

これは、「マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージ」(令和5年8月8日マイナンバー情報総点検本部)において、個人番号の紐付け誤りの再発防止の仕組みづくりの一環として、各種制度の申請者に個人番号の記載を求める旨を明確化することとされたことを踏まえた省令改正で、同日より施行されています。

下記の厚生年金保険に関する申請書等への個人番号(マイナンバー)(基礎年金番号を有する方は、個人番号(マイナンバー)または基礎年金番号)を義務付ける内容となっています。

#### 【義務付けられる申請書等】

- 任意単独被保険者の資格取得認可の申請(4条)
- 高齢任意加入被保険者の資格取得の申出又は申請(5条の2)
- 被保険者の資格取得の届出(15条)
- 裁定の請求(60条)
- 胎児の出生による遺族厚生年金の裁定の請求の特例(60条の2)

本省令の公布に先駆けて、日本年金機構より、改正に伴いより厳格な本人確認を行うため、個人番号(マイナンバー)、基礎年金番号のいずれも記載がない「健康保険(船員保険)・厚生年金保険被保険者資格取得届」については、返戻することと案内されています。

また、短期在留外国人等、個人番号(マイナンバー)も基礎年金番号も有していない方は、引き続き「資格取得時の本人確認事務」に基づき手続きを行うよう案内されています。

なお、同様の改正が、国民年金法施行規則、健康保険法施行規則、船員保険法施行規則においても行われています。

## ■雇用に関する最新情報

### 「年収の壁」に対する当面の対応について

厚生労働省は、労働者が社会保険料の負担による手取り収入の減少を避けるために就業調整をする、いわゆる「年収の壁」問題への当面の対策として、支援強化パッケージの詳細を発表しました。パッケージは、10月から順次実施されています。

#### ■106万円の壁への対応

##### ○キャリアアップ助成金のコースの新設

短時間労働者を新たに被保険者とする際に、労働者の収入を増加させる取組みを行った事業主は、一定期間助成（労働者1人当たり最大50万円）を受けることができます。

助成対象の取組みには、賃上げや所定労働時間の延長のほか、保険料負担に伴う手取り収入の減少分に相当する手当（社会保険適用促進手当）の支給も含まれます。

##### ○社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外

事業主は、当該労働者に対し、給与・賞与とは別に「社会保険適用促進手当」を支給できます。また、労使双方の保険料負担を軽減する観点から、社会保険適用促進手

当については、労働者負担分の保険料相当額を上限として、最大2年間、標準報酬月額・標準賞与額の算定に考慮しません。

#### ■130万円の壁への対応

##### ○事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

直近の年間収入が、被扶養者の認定の要件である130万円を超える見込みとなった場合、過去の課税証明書、給与明細書、雇用契約書等に加えて、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の事業主の証明を添付することで、直ちに被扶養者認定を取り消されることはなく、総合的に将来収入の見込み額から判断し、迅速な認定を受けることができます。

#### ■配偶者手当への対応

##### ○企業の配偶者手当の見直し促進

令和6年春の賃金見直しに向けた労使の話し合いの中で、中小企業においても配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表します。また、各地域で開催されるセミナーで説明、中小企業団体等を通じての周知活動を行います。

## ■労働に関する最新情報

### 労働条件明示ルールの変更に係る通達について

10月12日、厚生労働省より、2024年4月からの労働条件明示のルール変更に関する施行通達等が新たに公表されました。具体的には、次のものが公表されています。

#### 【公表の概要】

○労働基準法施行規則及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令等の施行等について（無期転換ルール・労働契約関係の明確化等）

○リーフレット「2024年4月から労働条件明示のルールが変わります」

○パンフレット「2024年4月からの労働条件明示のルール変更 備えは大丈夫ですか？」

○令和5年改正労働基準法施行規則等に係る労働条件明示等に関するQ & A

○モデル労働条件通知書

#### 【記載方法の例示】

就業場所・業務の「変更の範囲」の記載のしかたについて、次のようにケースを挙げて記載例を示しており、「職業安定法施行規則の一部を改正する省令」公布時に公表されたリーフレットよりもバリエーションが豊富です。

- 1 就業場所・業務に限定がない場合
- 2 就業場所・業務の一部に限定がある場合
- 3 完全に限定（就業場所や業務の変更が想定されない場合）
- 4 一時的に限定がある場合（一時的に異動や業務が限定される場合）
  - ・就業規則で詳細を定める場合
  - ・就業規則以外で限定内容を明示する場合また、モデル労働条件通知書の記載例では、下記のような修正・追加等があります

#### 【修正箇所】

○【労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が5年を超える有期労働契約の締結の場合】欄（修正前）「本契約期間中に会社に対して期間の定めのない労働契約（無期労働契約）の締結の申込みをしたときは、本契約期間の末日の翌日（年月日）から、無期労働契約での雇用に転換することができる。この場合の本契約からの労働条件の変更の有無（無・有（別紙のとおり））」

（修正後）「本契約期間中に会社に対して期間の定めのない労働契約（無期労働契約）の締結の申込みをすることにより、本契約期間の末日の翌日（年月日）から、無期労働契約での雇用に転換することができる。この場合の本契約からの労働条件の変更の有無（無・有（別紙のとおり））」

○「退職に関する事項」欄

「3 創業支援等措置（有（歳まで業務委託・社会貢献事業）、無）」

○「その他」欄

「中小企業退職金共済制度（加入している、加入していない）（※中小企業の場合）」を追加

「企業年金制度（有（制度名）、無）」を追加（修正前）「ただし、有期雇用特別措置法による特例の対象となる場合は、この「5年」という期間は、本通知書の「契約期間」欄に明示したとおりとなります。」

（修正後）「ただし、有期雇用特別措置法による特例の対象となる場合は、無期転換申込権の発生については、特例的に本通知書の「契約期間」の「有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合」欄に明示したとおりとなります。」

## 2024年以降の NISA 制度について

2024年1月から新しい NISA 制度が始まります。新しい NISA 制度は、1つの口座に「成長投資枠」と「つみたて投資枠」の2つの枠が設定され、2023年一般 NISA を利用している場合も、つみたて NISA を利用している場合も、2024年以降は、「成長投資枠」と「つみたて投資枠」を併用して利用できます。以下概要についてご案内します。

### ■ 改正のポイント

#### 【制度の仕組み】

現在の一般 NISA とつみたて NISA は、同一年には併用ができません。これに対して新しい NISA は、つみたて投資枠の口座開設と同時に成長投資枠の口座も開設され、両者を併用することができます。

#### 【投資可能期間・非課税保有期間】

制度が恒久化されたため、開設した口座は生涯使い続けることができます。また、NISA 口座で購入した金融商品の配当・分配金や売却益等は、それがいつ得られたものであっても非課税で受け取ることができます。

#### 【投資可能額の拡大】

つみたて NISA の年間投資上限額は 40 万円に対して、新しい NISA のつみたて投資枠は年間 120 万円と3倍に拡大されます。また、一般 NISA の年間投資上限額が年間 120 万円に対して、新しい NISA の成長投資枠は 240 万円と2倍になります。合わせると最大で年間 360 万円まで投資できることとなります。

#### 【非課税保有限度額の新設】

新しい NISA の非課税保有期間は無期限ですが、新たに 1,800 万円の非課税保有限度額が設けられ、成長投資枠で利用できるのは、そのうちの 1,200 万円となります。(つみたて投資枠のみで 1,800 万円まで利用することは可能)

#### 【投資対象商品】

つみたて投資枠の対象となる金融商品は現行のつみたて NISA と同じです。成長投資枠の対象は、上場株式と投資信託等ですが、整理・監理銘柄は除外され、投資信託のうち毎月分配型や信託期間 20 年未満のもの、高いレバレッジをかけたものは対象外となります。これは、成長投資枠を使った投機的な取引や金融機関による回転売買を防止するためであり、金融庁が監督およびモニタリングを行うことになっています。

#### 【制度改正後も変わらない点】

新しい NISA になっても、NISA 口座内で生じた損失はないものとみなされ、NISA 口座内で得られた利益および NISA 以外の課税口座で利益および NISA 以外の課税口座で得られた利益との損益通算はできません。NISA 口座内の金融商品を売却した場合、その分の非課税枠は同じ年中には利用できず、年末までに使い残した非課税枠を翌年以降に繰り越すこともできません。

### ■ 現行制度との関係

#### 【現行 NISA の取り扱い】

2023 年末までに従来の一般 NISA あるいはつみたて NISA を利用して購入・保有していた金融商品は、新しい NISA とは別に、現行の一般 NISA ・つみたて NISA の非課税期間が終了するまで非課税で保有し続けることができます。その分については、新しい NISA の非課税限度額に含まれません。ただし、現行の一般 NISA ・つみたて NISA の口座にある金融商品を新しい NISA の口座へロールオーバー（移管）することはできません。

#### 【ジュニア NISA の取り扱い】

ジュニア NISA は、2024 年 1 月以降は新規の口座開設はできません。これまでジュニア NISA で保有していた金融商品は、制度廃止以降も一定の手続きを行うことによって利用者が 18 歳になるまで非課税で保有できるようになっていました。今回の改正では、利便性向上のため、この手続きが省略されることになり、非課税期間（5 年）終了後、自動的に継続管理勘定に移管され、18 歳になるまで非課税で保有することが可能となりました。

	現行 NISA(2023.12 まで)		新しい NISA(2024.1 から)	
	つみたて NISA	一般 NISA	つみたて投資枠	成長投資枠
投資可能期間	～2023.12 末		恒久化	
非課税保有期間	20 年間	5 年間	無期限	
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等	現行つみたて NISA 対象商品と同様	上場株式・投資信託等（一部対象除外あり）
年間投資枠	40 万円	120 万円	120 万円	240 万円
併用可否	併用不可		併用可	
非課税保有限度額	800 万円	600 万円	1800 万円(うち成長投資枠は最大 1200 万円)	
対象年齢	18 歳以上		18 歳以上	
購入方法	積立	一括購入・積立	積立	一括購入・積立



■日経新聞拾い読み  
**首相「物価高超す所得増実現」来夏、賃上げ・減税で(2023.11.3)**

**7兆円台前半の経済対策決定**

政府は2日の臨時閣議で賃上げや国内投資の促進策を盛り込んだ総合経済対策を決めた。対策の規模は所得税と住民税の減税を含めて17兆円台前半になる。岸田文雄首相は首相官邸で記者会見し「来年夏の段階で賃上げと所得減税を合わせることで、所得の伸びが物価上昇を上回る状態を確実につくる」と語った。

政府は物価上昇に見合う賃金の伸びを確保するため、0%台にとどまる**潜在成長率**の1%への引き上げをめざす。

首相は「デフレ完全脱却のための経済対策だ」と強調した。対策の事業規模は国と地方自治体、民間投資を合わせて37.4兆円ほどになる。財源の裏付けとなる2023年度補正予算案は一般会計で13.1兆円とする。

対策は5つの柱で構成する。(1)物価高から国民生活を守る(2)持続的な賃上げ、所得向上と地方の成長実現(3)国内投資の促進(4)人口減少を乗り越える(5)国民の安全・安心の確保——に分類した。

首相は「来年の春闘に向け私が先頭に立って今年を上回る水準の賃上げを働きかける」と話した。労働

者の賃金を引き上げた企業が受けられる税優遇や補助金を拡充する。

供給力の強化策として、半導体や蓄電池などの戦略物資の国内投資を促す減税措置を設ける。農地や森林など開発に制限がある土地にも工場を立地できるように規制を緩和する。

所得減税の狙いについて首相は「デフレ脱却ができるかどうかの瀬戸際だからこそ、あらゆる政策を総動員し国民の可処分所得を拡大する」と説明した

24年6月に所得税3万円、住民税1万円を減税する。22年度までの2年間で所得税・住民税で収入が3.5兆円増えた分の還元と位置づける。

住民税の非課税世帯には1世帯あたり7万円を給付する。3月に決めた物価高対策の3万円の給付と合わせて10万円分の負担減とする。(後略)

7兆円の経済対策として、減税と給付が決定されました。どうしたらいいのでしょうか。自民党内からも反対が相次いだようですが、首相は「ぶれずにやる」と撤回しないで強行したようです。

「企業の稼ぐ力を高め、賃金が上がっていく経済を作るのが主軸」と言われていますが、どれだけ効果があるのか。いわゆるパラマキに見えないこともないです。このところ内閣支持率も下がってきており、支持率回復策、選挙対策に見えるのは、私だけでしょうか。

□PRIVATE

**悪沢岳・赤石岳**

**日本百名山完登**

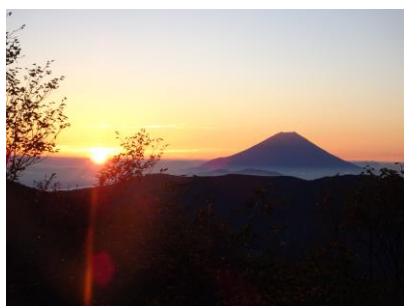
**赤石岳** <3121m> 2023.10.3  
赤石小屋管理人/高橋千恵子 山TAKASHI Takashi Sera

日本百名山、残された悪沢岳・赤石岳を登るため5日間の予定で出かけました。今回は、埼玉に住む山の会のメンバーと2人です。どちらの山も3000mを超える南アルプスの最深部にあります。最後は簡単に登れる山にしたかったのですが、厳しい山が残ってしまいました。99座目悪沢岳、100座目赤石岳登頂の日は、2日間とも好天に恵まれて、天気も味方してくれました。素直にうれしく思います。

日本百名山は、昭和の初めに活躍した登山家、深田久弥さんが全国の山々を登って、山の品格、歴史、個性を兼ね備えた山を選択したものです。

NHKでも紹介されて有名になりましたが、100座を完登するという目標をもって山登りをする人が多いです。私もその一人ですが、山の楽しみがありました。

これで、山登りが終わったわけではなく、これからも体力に合わせて登りたいと思っています。



100座目赤石岳登頂の日の朝



小赤石岳から赤石岳の雄姿



赤石岳頂上にて(バックに富士山)

**瀬良社会保険労務士・FP事務所**

代表 瀬良 孝司

〒458-0826

名古屋市緑区平子が丘3029

TEL 052-623-8769 090-9910-2988

FAX 052-623-8769

E-mail [mount-like94@ksh.biglobe.ne.jp](mailto:mount-like94@ksh.biglobe.ne.jp)

<http://www.7b.biglobe.ne.jp/~sr-sera/> (事務所 HP)

<http://www.7b.biglobe.ne.jp/~yamasuki-serappe/> (PRIVATE)